



看護職員・介護福祉士・保育士 を目指している方は・・・（無利子）

貸与を受けた者が資格取得後、一定期間、それぞれの業務に従事した場合、貸与を受けた修学資金の返還が免除されます。

奨学金（事業）名	取扱機関	電話番号	対象者	貸付額等
長崎県看護職員 修学資金	長崎県医療人 材対策室	095-895-2423	看護師等学校養成所に在学し、卒業後、長崎県内の医療機関等に勤務を希望する者	○看護師、保健師、助産師 月額 32,000円 ○准看護師 月額 21,000円
介護福祉士修学資金 貸付事業	長崎県社会福 祉協議会	095-894-4027	介護福祉士を養成する学校等に在学し、卒業後、長崎県内で介護福祉士として介護業務等に従事しようとする者	○学費 月額 50,000円以内 ○入学準備金 200,000円以内 ○就職準備金 200,000円以内 ○国家試験対策費 年額 40,000円以内 ○生活費加算（条件を満たす世帯のみ）
保育士修学資金 貸付事業	長崎県社会福 祉協議会	095-894-4027	指定保育士養成施設に在学し、卒業後、長崎県内で保育士として保育業務に従事しようとする者	○学費 月額 50,000円以内 ※但し総額1,200,000円以内 ○入学準備金 200,000円以内 ○就職準備金 200,000円以内 ○生活費加算（条件を満たす世帯のみ）



返還支援事業（地元定着のために・・・）

事業名	取扱機関	電話番号	制度の概要	支援内容
長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト事業	長崎県 産業政策課	095-895-2731	大学などを卒業後、対象業種の県内企業に正規雇用され、一定期間以上就業・居住した場合に、学生時代に受給した奨学金の返済を支援。 ※対象奨学金 ・日本学生支援機構 第一種奨学金、第二種奨学金 ・長崎県育英会 大学等育英事業 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金及び就学支度資金）	大学等及び大学院在籍中に受給した対象奨学金の返済額の2分の1以内（150万円を上限）
「SASEBO Lifeをはじめよう！」 佐世保市奨学金等 返還補助金制度	佐世保市 させぼ移住サ ポートプラザ	0956-25-9251	平成29年4月以降に、以下の基本要件5つをすべて満たし、 ①佐世保市に居住している ②無利子の奨学金等を返還する ③佐世保市に今後10年以上定住する ④市税を滞納していない ⑤町内会に加入している かつ、 ①離島に定住し働く人 ②創業する人 ③製造業・情報サービス業に就業する人 ④農林漁業に就業する人 ⑤保育所等で保育に従事し、かつ保育士資格を持つ人 ⑥上記以外の人で、初任給月額の基本給が20万円以下の人 の個別要件を1つ満たす者について、返済実績に応じた補助を行う。	・返済額の3分の2の額を10年を上限に補助する（年額20万円を上限） ・返済額の2分の1の額を10年を上限に補助する（年額15万円を上限） ・返済額の3分の1の額を10年を上限に補助する（年額10万円を上限）
五島市奨学金返還 支援助成金 「ばらかもん奨学 助成金」	五島市	0959-72-6111	五島市内で就労し、かつ、奨学金を返還する者に対し、奨学金返還支援助成金を交付する。 ・助成対象者（以下の全てに該当する者） ①奨学金の貸与を受けた者 ②35歳未満の者 ③定住を目的として五島市内で就労する者 ④奨学金返還金や税の未滞納者 ・対象奨学金 ①五島市奨学資金 ②長崎県育英会奨学金 ③日本学生支援機構奨学金 ※別途詳細要件あり	・助成期間 奨学金返還開始から10年 ・助成額 年間36万円以内 （返済額を上限とする） ※1ターン者は年間24万円上限
南島原市奨学資金 償還補助金制度	南島原市 教育総務課	0957-73-6701	学校を卒業後、南島原市内に居住、就労等を条件に補助金を交付する。 ※対象奨学金 ・南島原市奨学資金貸付基金	年度内に償還した償還金の2分の1以内（年度毎に支給）
新上五島町 若者新規就労支援 奨励金交付事業	新上五島町 総合政策課	0959-53-1111	新上五島町内に居住し、かつ、町内事業所等への新規就労し36月を経過した場合に奨励金を交付（10万円1回きり） 奨学金を返還している方は、36月以上の就労意思がある場合に奨励金として当該年度の奨学金償還金（年額20万円上限）を3年間交付 ※対象奨学金 ・日本学生支援機構、地方公共団体が貸与する奨学金	申請時点で40歳未満、町内に居住・就労、町税、奨学金の償還に未納が無いなどの条件を満たした場合に、奨学資金償還者は償還した金額（年額20万円を上限）を3年間奨励金を交付

ほかにも、返還を免除している市町もあります！
※市町で実施している奨学金をご覧ください。

